■上野原市 議長交際費支出基準

支出区分	内容	支出基準額
会 費	各種団体が行う総会、研修会等の会費 及び負担金	原則5千円とし、金額が明示されている場合は、その金額
香 典 等	上野原市議会葬祭に対する内規 (平成17年2月議会訓令第7号)に 基づき支出する。	 ○議員が死亡の場合 ・花輪 1基 ・香典 1万円 (通夜1万円) ○1親等の同居の親族が死亡した場合 ・花輪 1基(父母・配偶者) ・香典 1万円 (通夜5千円)
見舞金	上野原市議会葬祭に対する内規 (平成17年2月議会訓令第7号)に 基づき支出する。	○疾病の場合 ・(20日以上入院)1万円 ○火災・水害その他天変地変 等により著しい被害を被っ た場合 ・被害の程度により協議 ※市3役が該当した場合は、 議員同等とし、額は協議する
協	各種団体の活動趣旨賛同に係る協賛 金等	社会通念上妥当な範囲
その他	議長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当な範囲